

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等業務規程

**公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等業務規程**

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「機関」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施及び法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証明する業務（以下「建築証明業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査及び建築証明業務（以下「技術的審査等業務」という。）は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む。）への適合性及び建築証明に必要な書類の確認等により、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査等業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 技術的審査等業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター評価業務規程によるものとする。ただし、業務区域については設計住宅性能評価の業務を行う区域とする。

(技術的審査等業務を行う範囲)

第4条 機関は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター評価業務規程に記載されている住宅性能評価を行う住宅の種類について技術的審査等業務を行うものとする。

2 機関は、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査等業務を行うものとする。

第2章 技術的審査等業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副2部提出しなければならないものとする。

(1) 別記様式1号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項で定める認定申請書（第一号様式）

(3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第2条第1項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。）のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

2 設計住宅性能評価を同一の機関に同時に申請する場合には、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。

3 新築に係る認定を受けようとする場合において、設計住宅性能評価書（以下「評価書」という。）が既に交付されている住宅について技術的審査の依頼をする場合においては、設計性能評価書又はその写し（以下「評価書等」という。）の添付があれば、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。

4 長期優良住宅の技術的審査適合証（以下「適合証」という。）が既に交付されている住宅につ

いて技術的審査の依頼をする場合においては、適合証又はその写し（以下「適合証等」という。）の添付があれば、技術的審査添付図書等のうち、適合証が交付されている認定基準の区分（長期使用構造等に関するものに限る）のものは省略することができる。

5 第2項及び第3項の場合における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第6条 依頼者は、第12条第1項の適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は機関に対し、次の各号（機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第3号を除く。）に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式3号の長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

（建築証明書の交付申請）

第7条 機関に、認定長期優良住宅建築証明書（以下「建築証明書」という。）の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）又は建築証明書の交付申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者（以下「代理者」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる申請図書を、1部提出しなければならないものとする。

- (1) 認定長期優良住宅建築証明申請書（別記様式8号）
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号）第2条に規定する申請書又はその写し
- (3) 認定通知書又はその写し
- (4) 建築士法施工規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書又はその写し
- (5) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証又はその写し

（技術的審査等業務の依頼又は申請（以下「依頼等」という。）の受理及び契約）

第8条 機関は、第5条又は第6条並びに第7条の技術的審査等業務の依頼等があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書並びに申請図書（以下「技術的審査用提出図書等」という。）を受理する。

- (1) 技術的審査等業務の依頼等をされた住宅の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 技術的審査用提出図書等に形式上の不備がないこと。
 - (3) 技術的審査用提出図書等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 技術的審査用提出図書等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書等が同項各号のいずれかに不備等があると認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者又は申請者（以下「依頼者等」という。）が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書等を返却する。
- 4 機関は、第1項により技術的審査等業務の依頼等を受理した場合においては、依頼者等に引受承諾書（技術的審査は別記様式7号、建築証明業務は別記様式11号）を交付する。この場合、依頼者等と機関は別紙技術的審査等業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の技術的審査等業務約款及び引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査等を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査等業務を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
 - (2) 依頼者等は、機関が認定基準への適合に関する是正事項又は申請図書の不備等を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書等の修正その他必

要な措置をとらなければならない旨の規定

- (3) 別記様式2号の適合証又は建築証明書（以下「適合証等」という。）の交付前までに、依頼者等の都合により依頼又は申請内容（以下「依頼内容等」という。）を変更する場合は、依頼者等は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書等を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合にあっては、依頼者等は、当初の依頼内容等に係る依頼等を取下げ、別に改めて技術的審査等を行わなければならない旨の規定
- (4) 機関は、適合証等を交付し、又は適合証等を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) 機関は、依頼者等が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証等を交付することができない場合には、依頼者等に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者等が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) 機関は、依頼者等の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証等を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査等の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査等の依頼の取下げ）

第9条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）を機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。
- 3 申請者は、建築証明書の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式10号）を機関に提出する。
- 4 前項の場合においては、機関は、建築証明業務を中止し、提出された申請図書を申請者へ返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第10条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査等の実施方法

（技術的審査等の実施方法）

第11条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第16条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。ただし、他の機関で交付された評価書等又は適合証等が添付されているものについては、添付された評価書等又は適合証等に記載されている部分の技術的審査（長期使用構造等に関するものに限る）は省略するものとする。
 - (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。

ただし、他の機関で交付された評価書等が添付されているものについては、評価等級が認定基準に適合しているかを確認する。また、他の機関で交付された適合証等が添付されているものについては、当該適合証等における適合することを確認した認定基準の区分（長期使

用構造等に関するものに限る)を確認する。

- (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

- 第12条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付するものとする。ただし、他の機関で交付された評価書等又は適合証等が添付されている場合は、別記様式2-1号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4-1号の適合証(変更))を依頼者に交付するものとする。
- 2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。
 - (1) 適合証交付番号 別表1「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号
 - (2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分
 - (3) 前号に関連して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際に、当該基準に適合している場合はその旨を明示するものとする。
- 3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付するものとする。

(建築証明業務の実施方法)

- 第13条 機関は、建築証明書の発行申請図書を受理したときは、速やかに、第16条に定める審査員に建築証明業務を実施させるものとする。
- 2 審査員は次に定める方法により建築証明業務を実施行う。
 - (1) 第7条第1項各号に掲げられた書類を審査する。
 - (2) 第7条第1項第4号の工事監理報告書又は同項第5号の検査済証が添付されていない場合は、現地調査を実施し、目視並びに立ち会い者の聞き取り等により調査を実施するものとする。

(認定長期優良住宅建築証明書の交付等)

- 第14条 機関は、前条第2項各号の審査又は検査が完了したときは、建築証明書(別記様式9号)を交付する。

第3章 技術的審査等料金

(技術的審査等料金)

- 第15条 機関は、技術的審査等の実施に関しては別表2に定める料金を徴収することができる。
- 2 機関は、前項の技術的審査等料金についての請求、収納等の方法を別表3に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査等料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第4章 審査員等

(審査員等)

- 第16条 機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第13条に定める評価員(機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。)で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審

査に関する研修を受講し、協会に登録された者（以下「審査員」という。）に技術的審査等を行わせるものとする。

- 2 審査員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱することが出来る。
- 3 機関は、第13条の建築証明業務を行わせる場合は、前第1項の審査員又は機関の確認検査員（以下「審査員等」という。）に技術的審査等を行わせるものとする。
- 4 審査員等が、技術的審査等業務を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。
- 5 法第6条第1項第3号にいう地域における居住環境の維持及び向上に関する技術的審査については、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査するものであることから、機関の確認検査員による審査補助を得て行うものとする。

（秘密保持義務）

第17条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査等業務に関する公正の確保

（技術的審査等業務に関する公正の確保）

第18条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査等の依頼等を自ら行った場合又は代理人として技術的審査等の依頼等を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査等業務を行わないものとする。

- 2 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査等の依頼等に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査等業務を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 機関は、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機関の役員又は職員（審査員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（審査員を含む。）が当該依頼に係る技術的審査等業務を行う場合に限る。）は、当該依頼等に係る技術的審査等業務を行わないものとする。
 - (1) 技術的審査等の依頼等を自ら行った場合又は代理人として技術的審査等の依頼等を行った場合
 - (2) 技術的審査等の依頼等に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第6章 雑 則

（帳簿の作成及び保存方法）

第19条 機関は、次の(1)から(10)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査等業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った

年月日

(9) 技術的審査を行った認定基準の区分

(10) 建築証明書交付年月日

- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。
- 3 技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を同一の機関にする場合は、第1項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略とすることができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第20条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第19条第1項の帳簿 技術的審査等業務を廃止するまで
- (2) 技術的審査用提出図書等(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び適合証等の写し 適合証等の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第21条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査及び建築証明業務中において技術的審査等業務のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査等業務の終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第22条 依頼者等は、技術的審査等業務の依頼等に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第23条 機関は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

1. 適合証交付番号の付番方法（第5条による依頼の場合）

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

- | | |
|---------|--|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 引受年度の西暦 |
| 10桁目 | 1：新築 2：増築・改築 |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目の数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

2. 適合証交付番号の付番方法（第6条による依頼の場合）

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○-○』

- | | |
|--------|--------------------|
| 1～16桁目 | 第5条による依頼の場合と同じ |
| 17桁目 | 第6条に規定する変更に係る依頼の回数 |